

NHK会長の異力と本質を糾し、秋明と回教を求める

NHK会長殿

序 私は、海老名市在住の市民であるが、後述の理由により、NHKとの受信契約——以下「契約」と略記——を保留している。これまで事前の連絡もなく、不定期に、NHKからと称する人連がら、一方的で契約強制の訪問をくり返し受け、生活を妨害されてしまった。姓名を向うとも決して明らかにせず、応対する義務は無いのだが、時折り残さずのパンフレット類から、NHK職員と判断した。契約保留の理由を述べ、契約を迫るもう質問に答えて第一、NHKの在り方につけて疑問を提起し、私なりに誠実に対応してきたつもりである。然し、向終無用と一矢無視され、「法を守れ」の言葉しか得られなかった。あまつさえ、去る一月十一日、NHK職員によって、十数分間にわたり怒声と共に玄関ドアが亂打殴打される事態が生じた。以来、室内は精神不安定による不眠が続き、肉体的障害が起りつつある。近所のある者は、恐怖に怯えてしまつたと証言された。十年前、保釀になったロッキード事件被告田中元首相の豪邸を、当時のNHC会長が訪問し見舞つたことがあったが、歴代NHC会長で、音が響きやすく、互いに思ひ合ひ、気遣い合つて生活している中層集会社毛を訪れた人はいるのか。

お年寄りや病人の方、そして子供達にとて遡れのつがない傷痕が残されたら、どう償うつせり。
家の精神不安定はそこから始まつた。此の様な近隣と私、私の家族、そして相互の關係
への配慮に加え、九。万とも一〇〇万——あるいは二五〇万——とも云ふる未契約及び未払の世帯
に対する、有形無形のひどい暴力が白昼、日常的に施される事況を思ふと、苦難する義
務があると考える様になつた。私の家族は、「丁は珍らしく見えます」だから、魔棄してよい。又
これまで近所に迷惑をかけようとして転居へた」と述べ、私も同意したいが、
NHKが歴史的責任であることを述べ、暫く留保へさせようとした。以下に明か
にするが、その後のことは、NHK職員に対し、直接又は間接に指示し、彼等を犯不
尽な行為に駆り立ててしまふNHK本局、即ちNHK会長にあると私は考へている。
NHK本局は、自らの暴力行為によつて、私への咎えを根柢出来ず、義務を負つてし
まつてゐる。しかも、問答無用の姿勢で訪問を継続した事によつて、口頭で私を説得
する手段も資格も、自ら放棄してしまつた。が、まだ文書は残されてゐる。文書算
びの内容は暴力と伴なう事がはっきりして、一切拒否する。

経緯およびNHK批判

現象と一いつかなる行為にも原因があり、背景がある。NHK職員の契約強制——脅迫と言ふ様な事でもよ、——と暴力行為は、その自体、絶対に容認出来ないものであるが、二人連が自分の行為を正当であると錯覚してゐる背景の一ひとと、未だに戦争責任に無自覚なNHKの本質があると思われる。今回は、二点を中心にお話し。

我家では、TVは珍んど見まらない。カラーハウスの移行期が過ぎても、カラーハウスで、受信料は払い続けていたが、決算報告の類はなかった。転居当初、カラーカー契約の訪問を受けた際も、モノクロである旨を告げると疑問を呈され、確認後、どういうゆずか嘲笑された。些細なことだが、これが、後の契約保留つきかけとなり、NHKに信心をもつ始めた。契約をめぐるトラブルや議論に沈黙する様になりました。——新聞のやり抜き等多數あり——。又NHKが君が代・日の丸を毎日放映してりる事実を知った。更に、朝日新聞記者、本多勝一著「NHK受信料地雷の論理」(未來社)で、NHK放送センターに毎朝日の丸を掲揚してりる写真を見

て愕然とした。日々の君が代は私の生き方の根底に何らかの変貌を要する。

私は旧滿州出身で、戦前教育やNHKラジオ放送の洗礼を受け、戦後卒業後引揚げて来て、小学四年生として編入され、価値観の八〇度転換した再教育を受けて世代に属する。薪火の中でも最後の弟を失った。叔父の一人も沖縄で戦死し、遺族の辛酸を眼識に見て來る。私の一家も引揚げ後、出稼ぎで働く父と八年間の別居生活を強いる。旧名東市から引揚げの際、野宿しながら、徒歩で朝鮮半島を横断し、二ヶ月近くかかりて日本にたどりついた。途中、多數が死でしたが、朝鮮の人達は信じ難い程親切で、餓死寸前の私達に、まかずのサツマイモを分け与えて呉れた。私達を救ふたのが日本に侵略され、創氏改名まで強制されて、ありとあらゆる基本的人権を根こそぎ奪われた筈のあり人達であったことは、今がも、私の生き方・考え方のいすえとなつてゐる。身の計りを重んじて、中國残留孤児のケビンと自らかだぶつて見える。叔父は、今際のきみた、天皇陛下万歳とつぶやき、君が代を口ずさんだうか。國籍不明の人々も生れ出し、他国民を支配一鷹狩、自国民とも死へ追いつめていた

のは、戦前唯一の放送範囲とて、NHKが、その競争につとめた差別思想ハ株一字であり思が
代・日々にはそこ裏徹があり代名詞ではまつたか。差別思想である事はある種立つ人達に
対し、最大限の敬語を用ひる事に於て、NHK自らが証明しり。それを教育局放送と称
するや三キヤンネんでも連日放送し続けるNHKの其範囲を問うてくまよは、私にしては
ごく自然な事である。私の体験が、NHKによつて、普遍性を付与されてゆく事が
する。先頃、京都府教育委員会を相手に、小・中学校に於ける君が代強制の違憲性を提
訴した高木先生達に「バカモノ・非国民」の電話が相次りだそうだが。(一月二十一日、朝日新聞
) 私を訪れたNHK職員の中から一人、私の疑問に答えた言葉は、「草な子旗
と草な子歌」やなしが、本多勝一? あれは亮名だ」として「法を守れ」と叫びつ
け出されたある。二人連と議論する二つの無意味味を同時にドアを二じき、あた
リ構ウチ奴隸り散らす態度に家族の身の危険すぐ屬いた。終始ドアを二じき、あた
る當や食説法を守れが、NHK当局の指示を忠実に發言していふに過ぎまい事は、手
元に残されたりま一枚のパンフを見ると分る。NHKとしか記されていまづ、意見も

異見も許さない姿は力がほきり出でる。「なぜ契約が必要か」と題する文書を引用する。

「放送権をめぐります。個人による契約は自由ではありませんが、契約自由の原則も、国民全体の利益のために制限されることがあります。放送法は、公共放送としてのNHKの運営財源としてテレビをお持の方はNHKと契約し、受信料を支払うことを義務づけています。つまり契約ともしましてね」と、NHKを見ながら、「私もまことに、いつたまつておもふべき法律で明記されています」。戦前と変わらず、いまだとも強権高压的なもの言いである。国民全体の利益が強調されども、その内実は、どうのじにも説明されこない。むろん、NHKを興味なくともねえというのだから、私達個人が受信によって得る利益など、実はどうでもよいと告白しているに等しい。個人の利益を無視し、全体の利益などあるはずがない。この点だけも、バラ全体は無意味であり、引用文から窺えるのはNHKの利益だらである。NHK営業部を知り、NHKの商標が市場に氾濫しているのを見ると、NHKは一つの企業である。それが法の支えを蒙せず、誤った特權的な公共性を自認すると、全体のために、個人の自由は云々といふ。例へば、お国のためには、と言いまわしがあらざるが、ある。公共性は本来、共同体構成員である私達個人の自由意思を前提として成り立つ得る概念である。各個人の自由意思の制限を当然とする

様で、公共放送はあり得ず、断りてあつてはならない。国営放送かと思わせる文丘章であり、近く予えられることは、國家公（様）立法案は酷似した表現に満ちてゐる。さて、契約を辭書が引くと、法律用語とことどゝの辞書でも、「二人以上の当事者の意志が合致して成立する法律上の行為」効果とある。憲法第9条と同様に歪曲してかまう明瞭な内容である。当事者との了解がなければ、契約行為は本来成立不得なりやである。即ち、契約概念その自体に、契約に當る個人の内面的な意思の自由が不可欠な要素として内包されてゐる。人間にとつて、最も貴重な比の自由の原則が、国民全体の利益などという、実体の不明な言葉で制限される事など、いがたが、やあてはまらまゝのである。事前の連絡も了解をすこしに突然訪ねるNHK職員の行為も、契約につとむ無理解に由来する。私は受信料を払い続けそした十四、五年を間、NHKが、こんな藏茶苦茶をものと配布しようと知らなかつたし、珍らしく人達も同様と思つた。私自身の見解が引用文によれば、「一部に屬するべく」がその根拠は何か。今やに視聴者に向うた事があるが、視聴者が全く参加出来ない場景を三三を視聴者金体から見れば、一部に過ぎない政治家達が作つたものを、居丈高に押しつける

NHKの役割はほか。戦争のあく世論操作の再現か。アシジムを許さず、二度と戦争を引き起さないためには、天皇や國家や法の名の下に半とも参考をナ数意見と一緒に抑圧排除せたり。全国民個人への言論・思想・信条等内面の自由を奪う事があることはあります。たゞ、戦後私達が得た最大の教訓を、NHKはどうしながらたゞか。NHKによる君が代日本が、日常化やいやすき・自由の制限強制が防衛費(軍事費と解す)粹の撤廃・国民のもの日を改めようとするとき、私は何を思ひますか。神奈川県憲法改訂(改憲と解す)の開催であり先取権があるとか私には思えません。此の事は、平穡を正田明介の日曜日、一日土日、又も実始現わるだNHK職員か一イチ、フランジ契約保留の意思を伝えたにも係わらず、一回頭に述べた暴力を振るいつ、「敬意」寧に連絡しても」と発言して「一件にもつながる。私は今までどの職務に付ても、警察署に連絡するなどと言つた事は無く、考えた事もなし。NHK職員が、この言葉は自分が市民に対して暴力を振るつてゐるとの自己告白であり、にもかからず、警察署は自分を正当化しようと、即ち法の名で云は、この程度の暴力は当然だとす。NHKの体質を象徴してると判断するからではないが、自分の自由はちゃんと守られるべきあります。守り切れない時は市民と共に守るという、民主主義の原則すら

ゆきまえりま、NHKに、公共性を認める資格があるのか。政治権力・司法権力・警察権力等の
力等、あらゆる国家権力から分離し、独立し、自立して、事は、公放送の必要条件などある。
NHKの一片ハ、ハシテ、職員の発言と行為をして連日の君が代・日の丸放送は、されど、戦
争責任をも却したNHKの特權的傾向に起因する同質の現象形態ではあるか。

証明と回答を求める

今件は私個人の問題ではあるまい。しかし、NHKが公放送を謳つて、其の権
利者とも共存すべきであると考えている。前項に述べた経緯・批判・疑問に加え、
後記の不可欠な補足質問の一⑩への確答も含めて。

- 一、NHK職員の暴力行為即ちNHK当局の暴力行為についての証明
- 二、NHKへの私の批判と対応に対する回答

を求める。以下、補足質問を記す。

- ① 受信契約について、訪問職員にどんな指示を下されていふのか。
- ② 契約訪問に際し、予め連絡しきりはなせが。
- ③ 訪問先と近隣に、病人、お年寄り、子供がいる可能性への配慮をとるが。

④ 一日十日の発言と行為の立場と根拠を向う。

⑤ 契約拒否あるいは未払いや常に対するごみ手配則規定による。どうなればよいのか。

⑥ 契約後視聴者の意思で契約解除が出来るのは、どういう場合か。

⑦ 第一と第三チャンネル、君が代・日のれ・毎日放映し始めた時期はいつか。それはなぜか。又現在も放映し続ける理由を子供達にも会える様に説明して下さい。

⑧ 君が代・日のれの放映について視聴者全体の意見を聞いた事があるが、あれば、どうなさが法で聞いたか。

⑨ 全国でNHKの放送局又は建物が毎日・日々を掲揚している所があるか。あればその理由は何か。

⑩ 本多勝一氏がNHKを利用されてる行為をとるとNHKの局は未々てますか。どうぞれば、その根拠を説明とおせー。

(以上)

一九八七年一月二十九日 山浦 元

(二二四三一〇四) 神奈川県 湘南名やさつま町一五五六

(
'87
2・23 来毛人謝罪▽)

八月
副所長 石坂忠彦
N H K 横浜放送局
藤沢営業所

251 藤沢市藤沢三八八・富士ビル内
電話(0466)254011-3番

山浦 元 嘉

1.31 3行の お年紀よりがどうござつた。室は同じ日付
の 3行の 人口競場へ Tel. して 上告趣意書について そつて、 1月 1日
から 1月 32日まで。 聞き端の Tel. して 3月 10日、 河村工人の本人尋問の
事で、 正面での お年紀は 50才と お年齢よりは 全く合つて思ひます。

手紙、 4月 10日、 又 4月 15日、 河村工人の 本人尋問の 記録を
書き入りし、 上告の 表現は 独立して、 4月より までいたので、
～3～3 应用したと 提案して いたのです。 河村工人、 弁護人ともかく
の 把握や 時向性の スレが あって、 2.7 の 3回合せますには 入手でき
ません。 しかし その後、 入手することは 望みません。
お年紀を出しても 3回、 入手することはないとは 思いません。
入午後、 河村工人を 手へ送って へいへいへ、 山浦工人を 空函する、
どちらも 1月 10日、 11日ですが、 今後、 河村工人に お会いは ござるまいと 連絡
される所は、 食を おいて 下されば 番です。 球念が お席で ません。

(すお、 私が 入手したいのは、 前記の 本人尋問の 記録の それ、
様本の 鎮定書⁽²⁾、 弁護人の 上告趣意書⁽³⁾ など、 これらを まとめて
お出し下さい。 これらを 把握(大上)で 河村工人 提出の 上告
趣意書を 従つて 作成へ 提出する⁽⁴⁾ のが、 それが ますます おまづ
ります。)

<p>同上日の NHK 会長辰巳文書コピーは、最近から二回主張し るトスに付した文章であると感嘆する所。碧天が NHK 職員の 契約強制と暴力といふ、一見すると全情済の動向入るは、輕視され たりもしてゐるとして、山浦さんの批判は、前章体験和戰争責任 飞ぶる之が現段階の歴史のくわしひの危機に迫る鏡上に付す て、多くの示唆をうけた。反核一般と公害一般は対立する ものと異なつた困難さにも、改めて気が付くます。すなはち、 NHK 批判は常に、各家庭ごとに、于て住居地区内での方針、 個人の不安等今後の行動の問題は、そこまで深く関わることです。 対内的 朝日 支那支那人は、幸か不幸かテレビで見られ、まことに風評で おきれてより多くなつてゐるが故に、年々生意の市民は後退して 元々と並ぶ、NHK 職員と対応可れど、山浦さんのようにまことに 総店舗の批判でまよひとけ、おちりんと許すと思へ、大いに反省し ました。今後の至過も注目してます。</p>	
<p>(つづいて記すと、私は昨年以来、收入の道筋への「新聞廣告や脚本 の取扱い」について一途んですが、50年冬に之を般研の手に落成の仕事 で NHK 受信料徴収の監督課員と清掃員、整備員となりました。) ↓ 金銀行預金 ↓ 3月3日付 20万以上ある証明が必要だ。 ↓ 小切、4月付指名手形 二月廿四日未明は支拂へず。 税局、10月12日 一月廿三日付が手形にて 現代の諸元自ら一擧する「革命」の準備をしておられたのです。</p>	

追記

山浦さんや私のように、友達程度、寺田さんからお手紙が届いたことがあります。そのものはそもそも、家族を中心には大へんだとお察します。私の事は、大学を出てから、よく会つた人間で、私が下駄屋ばかり、あるいは、大学時代から私が下駄屋だった原因があり、気分を複雑でうつり、大学時代から私が下駄屋だった原因があり、飛行機も飛んでいた時などは、よく平均的(?)おひさし、十人十色、十人十色でも駄目だといつたが、相手の人や自分が云々すきたり、スコケたりして、必ず二三回もあつて、たくさん下駄屋の事件があり、私も古風な下駄を買いました。

山浦さんのご家族も、太田さんは思いますが、全国に多くのNHK裁判官(女、子、主と多寡小(?))がいることは、山浦さんご家族のようだといふ。それで、何よりも山浦さんの手書き方や、お手紙の字形は、本当に信頼できます。お手紙を下駄屋で下駄屋の隣で下駄屋の人。

お送り下されたNHK会員及び元男口一は、私の会員登録時に同じくして、向こうに貢献してもらっている媒体にていくつもります。

(山浦さんお詫びと申しますが、競争に熱心なエキスパートとして抜擢された時や個人の、家族の不運と一緒に問題を十分に考慮しておられると、本当に感動的でした。お手紙は、お手紙の字形が、本当に熱意とペースで、結構丁寧で、公室のモチベーションも非常に高いと思います。これは、お手紙の字形が、本当に熱意とペースで、結構丁寧で、公室のモチベーションも非常に高いと思います。これは、お手紙の字形が、本当に熱意とペースで、結構丁寧で、公室のモチベーションも非常に高いと思います。)

構成

- 1 菅谷親矩左衛「記録者の幻想」(「暴走」13号 '63.6)
- 2 中野記者、橋本カムラマン「大争争の中で自己を發見した」(アサヒグラフ '69.7)
- 3 吉本隆明「情況への発言」(「試行」No.28 '69.8)
- 4 佐々木幹郎「默秘の愛肉」(「現代詩年鑑」'69.11)
- 5 「戦闘への默示錄—<松下昇>序説 1~2」(「犯罪」'70.9)
- 6 「水の樂器—山川<法性>」(「近境」3 '71.1)
- 7 天沢進二郎「松下昇—不可能への表現者」(「現代の眼」'71.5)
- 8 赤瀬川原平他「現代論壇考」(「現代の眼」'71.1) → '73.1 未完
- 9 國田哲「<遠い夢>(松下昇)への覚書」(「有時」1 '71.7)
- 10 同上2 (同上2 '71.12)
- 11 「後輩組織論への開かげ」(同上3 '72.5)
- 12 金本三吉「吉本隆明と松下昇への語註」(エクス '71.7)
- 13 斎原浩「～～～～～の問題提起」(五月三日の会通信
チラシ '72.2) 27号 '72.4
- 14 渡辺克己「斎原浩の問題提起に対する想」
—「批判と批判の確実な基礎」と求めて
- 15 池田浩士「<松下昇>はパンをいまだ食っていない」
(五月三日の会通信チラシ '72.5) 28号 '72.7
- 16 北川透「証言五三へは<六年>への一歩 1~6」(日本経済新聞 '74.1)
- 17 小田、鶴見、吉川翁「市民の歴史」(朝日新聞社 '73.8)
- 18 矢田義徳「神戸大松下昇死の辯護」(「教授」'75.4)
- 19 佐々木幹郎「詩が作るよさめす(1)~(2)」(「現代詩年鑑」'75.6) → 9
- 20 (著者不明) <批評の真理>と<批評の運命> ('75.1 初刷、掲載誌不明)
- 21 北川透「詩と批評の関係(同時代賞選)・1」 (「現代詩年鑑」'76.4)
〔芸の論理・批判がうながされて〕
- 22 浅野利郎「現代人物事典」(朝日新聞社 '77.3)
〔松下昇の項目〕

23 増岡 孝 「未完の組脚・不可視の組脚」—松下昇論—(I)～(IV)
(「詩の世界」No.6 '78.11)
No.11 '78.6

24 西江朝登 「政治の中の行動考<III>」(「乾沖」4号 '78.6)

25 佐々木幹郎 「巡礼—エルヌートカルメル修道院へ入った五十年

の歴史」(「現代詩年鑑'78.9」)

26 間 章 「時代の未明から来たるへまよへ」(「世界書房'79?)

27 濑庵清生 「裡面の河—松下昇と六甲山をめぐる」(「現代詩年鑑'79.9～10」)

28 Klaus Briegleb: Literatur und Fahndung '79 München u. Wien '79.9～10

29 (編訳)「第三ドイツ文学者の斗争とハイネ論」(「京大新聞'80.9.30「李詩」No.5号 '81.5)

30 高橋秀明 「松下昇」—トト(「第三金城」)-3+'81.5↑以降中断?)

31 小川正巳 「太刀討論(3月23日)」(「同前-6号'83.4)↓

32 小川正巳 「豊工の本音への序」(「星と」No.6 '82.9)↓ -5+'82.5.

33 小川正巳 「豊工の本音への序」(「星と」No.6 '82.9)↓ -5+'82.5.

34 安田 有 「作業ノート」(「作業」No.4 '82.12)

35 星をみた一人 「水続す3大学評議<1>」(「神戸大学新聞'82.12」)

36 池田三吉士 「全其闘争を遂に成就か!!」(「大」)

(「批評精神」5号 '83.10)

37 兵頭正俊 「コレコタの二とば詩」(「大和書房'84.8」)
(「未来'84.9～12」)

38 土川透 「山が勢うる山山ら難破船—山あいから山の二十二年」

39 鈴木義精 「ジーテルの拘置行」(「九段」第2号 '85.7) & 「土川透への手紙」(同前
No.3号 '85.12)

40 高堂敏治 「自在弓子詩想の署—反対の山田小論」(「而シテ」16号 '86.7)

41 山崎一夫 「前後革命運動詩集」(「新泉社'85.3」)

・松下昇の項目

42 松下昇一 「記憶の闇」(Mへの言及)(「文芸'85.2」)
部分

43 上条孝三 「詩歌論稿」(「往復書簡IV') ('85.9)

44 宮内 康 「草(け)スクラッパーたち」(「住宅建築'87.1)

言主

1. 私の表現（廣い意味で行為を含む）に関する治掌の位相で、
発表文書たるへ、のうち現段階で入手～コピー～（その）を目次
の構成によって包摶してみた。
（起訴状～立証～判決～公判開廷資料）
2. 神戸大堂教養部広報、新聞、週刊誌等の記事について、總体
ハリスト化の作業をおこなつてあり、回覧や应用を歓迎する。
3. 治掌にちつて～テーブルの準備（例一三一書室講義部）
含む「トイッヂの本」テープについて。芳江氏を含む「志達」局人の方々
討論テープについて。ヨウセ）のコピーも（回覧や应用を歓迎する。
（總体のリスト化の作業をおこなつてあり）
4. ピラーレジメ、書簡等についても同前。
5. 今回の試みは、私の表現に関する表現へ、この十数年に亘り
手稿と転記を主として3冊以下確認し、そのうちが手書き示唆に応じ
て、私のものであるとの表現が生かすためにおこなう。
6. この試みについて二意見と共同作業を期待します。

～'87.9.18～ 松下 昇

↓'80.4に松下昇発言集の加速版AT41～刊行に其手した
～103出版～に再版、作業を率てじゅうぶん。

量的にオーパー部の分冊に手本として、二山にまとめて私の方
へ討論過程や、資料の補充等を此後の分冊の過程に持続して
いくことをおこなう。
（2～3～4の領域を包摶する）

後記としての言及

1. 年賀状に手の毛（例一 表現某氏の肉手の本や
折衷論化の何冊かの本や
新開の書評）、座談会での意見（例二 「73.2「詩堂」の経年変化、
「79.5「現代の昭」の五十嵐宣雄化）について、ここにとり上げる所
だ。その他の補充の作業は其手のF.I.。（稿成にれた番号は、今後
見落してしまった）
（見落してしまった）
2. 神戸大 A430 松下研究室、京都大 A367 自主セミナル室内から大学
～裁判所～保管～留置しているもの多数を含む。入手への其手も！
3. ~4. 同前；
- ↑ = <一部を加えたのみである>、本来
1. 稿成リス+1=12. 下記の<メモ>に掲載されたものうち
並行主体の文章は
- { <メタ> 第1号 ('69.10) ~ 第44号 ('74.7)
RADIX 第1号 ('70.2) ~ 第8号 ('76.11) 岡山教科書通信第1号 ('70.1)
五人か三山 第24号 ('70.4) ~ 第35号 ('73.10) ~ 第30号 ('73.8)
五月三日教会通信第1号 ('70.7) ~ 第26号 ('81.12)
自遊通信第1号 ('71.3) ~ <白波通信1> ('75.7) ~
(初期の数字が書換ミスによるものと見受けられる)
<第三会議> 第1号 ('80.6) ~
教科書通信第1号 ~ 第26号 ('87.9)、同時代建築通信第1号 ('83.3) ~ (7-10)
<門司大聖教会>月報 第<0>号 ('80.3~4) ~
~ 103通信 ~ 第<0>号 ('83.4) ~
(現在の手書き、コピー形式) 各<別冊>
等の総体の内容、<松下>を紹介する ~ 批評の要素とともに
把握しておいたままで。(共同的討論の場をつくりつつ)
5. 今回の試みは、次の如き試みの一つの交差軸であり、総体の
構成として乞うて勤続と之を ~ を展開してある。(国家に53席現
在の出力領域から、審査飛行 ~ 止揚してく実機...)
6. ~ (すなはち、あらゆる飛行 ~ 其手に匹敵する<会>へと ~
あり、時々段通信第<16>号にて掲載されてゐる。そのためには連絡)

大学教員救援連絡会 総中

救援通信 26 を送って下さり、ありがとうございました。

小林氏の「停戦」の決断 } は、
河村氏の憤りの境地 } と感じてゐる。がんたんには批評でござりますが、

小林氏を必要とする運動の本角にてくべど、や
河村氏の短歌等の表現によると裁判官事務室に下記二点
を教へます。

9.30 の會議には、²度此件²參加したくと考へて申入
時局的、經濟的に都合がつき玉で入って、次へ成会にします。

私の方へ、私の表現の刊行の試みと併合して私に対する
松下 十数点の表現の總体的把握を以てし、同時に構成～達を
屏風言集とアフターパーツを作成中です。11月頃には²度ある²、²度ある²
方へ²速語 F 2 小時 送 3 ペー²ト²4 ペー²ト²を致します。(カレハ
(<2,000> 内)

9.30 参加者に、この手紙を回観し、化名～往來等を
送って下さり幸いです。

87. 9. 24

松下 昇

山浦 元様

9.30 の 集会に付 御令文山浦く（主として空港附に---）

参加者を予せんてし五人 その間は 宮内さんから 説介、私、原

と里の 松下昇（にしきの）氏 記録集の フォーマットを お送り

します。 まことに内閣文部省へ フラン

山浦さんへおとせられし所へと参考でいります。
→ (フランク・マーストリッチャーノ)

また、この紙の一處の表現的手段附である、とひき方で、日本

の 附の段 ^{への} _{が見ゆる} 通譯を 同封します。 これが 通譯

可能ですと、歓迎します。 (ほほえみへは、手元、お手に お読みな

うへと見て 進めておきます。)

又、 お会いする時と 大きい しきに しき。

87.11.5

松下 昇

山浦	元	手帳
二つねへと。お年金五万円を3ヶ月で支へます。年々高額に腐 る。料金は代金>。たゞ一人あたり月<3ヶ月>です。		
料金 < 月 > 週3日3冊とお送りします。	3ヶ月	
料金は200~300円一冊なり。作業が大へいです。		
↓の総合として、スコットン革100m=3冊と4冊を3ヶ月 で支えます。この料金は月々支給されません。		
(年未至半年)		この余分の支給料 を何時まで? どうですか。
うちの2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、大へいです。		
人物のよろづやく本章は九月の東京。		
月比会公園の噴水池や。河原工事は正序		
で、おと沂しくミネソタ語で「この人が何の事 處ですか。山浦の公園でひらめいた記事や」とい う。今後お送りします。勝天の記事を、お手入用に回す人 へ下玉3冊 ← せん玉盤へ下玉 → 、お手入用 の書類15冊へ下玉 お手入用下玉手すき3冊 ← →		
（年の本算は、10月31日3ヶ月2冊）		
87-11-13	松子	8

山浦 元様

お手へ お手へ お手へ <松下 昇> (まつした のぼる) お手 累の方は
お口、精成へ お手へ お手へ お送り、お手へ お手へ お手へ お手へ
お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ

マスニミ着付、スピアド開始したにまかがいらず、量的12少へたれ
を送り、やっと完成しましたので、一冊お送りします。追加注文は
す能です。(洋子12月、年々13月1冊一冊送ります。)

アーティストへ、お手へ <アーティストへ お手へ お手へ お手へ
13月へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ
お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ
お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ

幸運とお入りなされお手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ お手へ

187 12 21

松下 昇